

## 令和 5・6 年度甲佐町競争入札参加資格審査申請要領

令和 5・6 年度において甲佐町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等に係る入札・見積りに参加し契約を希望する者について、次のとおり競争入札参加資格審査申請書の受付を実施する。

### 1 入札（見積）参加者の資格

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等に関する入札参加資格を得ようとする者（以下「入札参加希望者」という）は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - イ 事業に係る国・県・市町村税及び町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税に未納がある者でないこと。
  - ウ 入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していない者でないこと。
  - エ 銀行取引停止を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
  - オ 甲佐町暴力団排除条例（平成 23 年甲佐町条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 建設工事の入札参加希望者は、前項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
  - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建設業の許可を受け、かつ同法第 27 条の 23 の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査を完了した者であること。
  - イ 直近（審査基準日から 1 年 7 月以内のもの）の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において完成工事高に実績があること。  
※経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は更新毎に写しを提出すること。
- (3) 測量・建設コンサルタントの入札参加希望者は、第 1 項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
  - ア 測量業務  
測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による登録を受けている者
  - イ 建築関係コンサルタント業務  
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事務所登録を受けている者
  - ウ その他のコンサルタント  
官公庁の許可、認可、登録等（当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。）を受けている者
  - エ 入札参加資格の審査を申請する業務について、審査対象期間に含まれる決算日から直前 2 カ年において業務実績高があること（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要）。
- (4) 物品の製造・修理・購入、業務委託等の入札参加希望者は、第 1 項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
  - ア 営業種目ごとに官公庁の許可、認可、登録等（当該物品等の供給又は業務委託を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。）を受けている者
  - イ 申請書の提出日の属する月の直前の月の末日（以下「審査基準日」という）において、営業開始後 1 年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日に

において営業再開後1年を経過している者

ウ 不動産鑑定業務

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けている者

2 受付期間

(1) 定期受付 令和5年1月11日（水）から令和5年2月28日（火）まで（消印有効）

(2) 随時受付 定期受付以降の期間

※ 閉庁日（土日祝日）を除く

3 提出方法・受付場所

原則、(1) 郵送によること。（町内事業者を除く）

(1) 郵送の場合

〒861-4696（住所記載不要）

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場総務課財務係 指名願担当者 宛て

※ 受付印が必要な者は、返信用ハガキを同封すること。

※ 封筒表に「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きすること

(2) 持参の場合：甲佐町役場 庁舎2階 総務課財務係

（午前9：00から午前11：30、午後1：00から午後3：30まで）

4 入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 随時受付については、受付完了日から令和7年3月31日まで

5 申請書入手方法及び問い合わせ先

(1) 申請書ダウンロード先

甲佐町ホームページ > しごと・産業 > 入札・契約情報 >

> 令和5・6年度競争入札参加資格申請について > 申請書様式

また、甲佐町役場総務課財務係においても有償にて配布

(2) 問い合わせ先

甲佐町役場総務課財務係

電話（096）234-1111（代表）内線223

（096）234-1140（直通）

6 提出部数及びファイル

(1) 提出部数は、1部

(2) 申請書はA4版に統一し、A4ファイルに別紙確認表に記載した順番に並べて綴じ、表紙・背表紙の上部に「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請書」と記入し、下部に商号又は名称を記載のうえ、提出すること（ファイルは焼却可能なものを使用）。

(3) ファイルの色は登録業種ごとに指定されたものを使用すること。

ア 建設工事 : 薄青色系

イ 測量・建設コンサルタント : 薄黄色系

ウ 物品の製造・修理・購入、業務委託等 : 薄赤色系

エ イとウを同一ファイルにて申請する場合 : 薄緑色系

## 7 提出書類

### (1) 建設工事

	提出書類	備考
ア	提出書類確認表	
イ	工事入札参加者資格審査申請書（統一様式可）	原本
ウ	委任する場合は、委任状	原本
エ	経営事項審査結果通知書の写し	写し
オ	建設業者許可証明書の写し	写し
カ	商業登記簿謄本（法人の場合） 代表者身分証明書（個人の場合）	写し可
キ	営業の沿革	
ク	営業所一覧表（本社のみの場合は提出不要）	
ケ	直前2年の各事業年度における工事施行金額調書	
コ	工事経歴書	
サ	使用人数調書	
シ	技術者経歴書	
ス	営業用機械器具調書（リース対応の場合は提出不要）	
セ	事業に係る国・県・市町村税の納税証明書（未納がない証明） ※委任する場合は委任先のものも必要となる。 ※町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税 及び軽自動車税の納税証明書（未納がない証明）	写し可
ソ	主要取引金融機関名	写し可
タ	建設業退職金共済組合加入証明書	写し可
チ	労災保険支払証明書又は労働保険料納付証明書	写し可
ツ	雇用保険料納入証明書又は労働保険料納付証明書	写し可
テ	誓約書	
ト	印鑑証明書	写し可
ナ	使用印鑑届	原本
ニ	封筒、葉書（郵送申請で、受付印が必要な者は、同封すること。）	郵送申請
ヌ	技術事項等評価項目申請書	町内土木業者
ネ	「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類	町内土木業者

### (2) 測量・建設コンサルタント

	提出書類	備考
ア	提出書類確認表	
イ	競争入札参加資格審査申請書（統一様式可）	原本
ウ	登録証明書等（許可、認可及び登録が必要とされている業務）	写し
エ	測量等実績調書	
オ	技術者経歴書	
カ	商業登記簿謄本（法人の場合） 代表者身分証明書（個人の場合）	写し可

キ	法人にあつては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書）、個人にあつては申請書を提出する日の直前年の所得税確定申告書の写し	写し可
ク	事業に係る国・県・市町村税の納税証明書（未納がない証明） ※委任する場合は委任先のものも必要 ※町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の納税証明書（未納がない証明）	写し可
ケ	主要取引金融機関証明書	写し可
コ	誓約書	
サ	印鑑証明書	写し可
シ	使用印鑑届	原本
ス	支店、営業所等の長に町との取引の権限を委任するものについては、その委任状（原本）	原本
セ	事業所（店舗）の位置図及び看板等の掲示写真	町内業者
ソ	封筒、葉書（郵送申請で、受付印が必要な者は、同封すること。）	郵送申請

(3) 物品購入・業務委託等

	提出書類	備考
ア	提出書類確認表	
イ	競争入札参加資格審査申請書（統一様式可）	原本
ウ	許可、認可及び資格免許一覧表	
エ	登録証明書等（許可、認可及び登録が必要とされている業務）	写し
オ	契約実績一覧表	
カ	印刷関係施設調査表（印刷関係登録希望者のみ）	
キ	物品納入関係調査表（物品納入関係登録希望者のみ）	
ク	商業登記簿謄本（法人の場合） 代表者身分証明書（個人の場合）	写し可
ケ	法人にあつては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書）、個人にあつては申請書を提出する日の直前年の所得税確定申告書の写し	写し可
コ	事業に係る国・県・市町村税の納税証明書（未納がない証明） ※委任する場合は委任先のものも必要 ※町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の納税証明書（未納がない証明）	写し可
サ	主要取引金融機関証明書	写し可
シ	誓約書	
ス	印鑑証明書	写し可
セ	使用印鑑届	原本
ソ	支店、営業所等の長に町との取引の権限を委任するものについては、その委任状（原本）	原本
タ	事業所（店舗）の位置図及び看板の掲示写真（遠影、近影）	町内業者

	※看板の写真は、事業所（店舗）が町内にあることを確認するためのものであり、事業所（店舗）全体がわかるもの（遠影）及び看板の文字が読めるもの（近影）のどちらも提出すること。	
チ	封筒、葉書（郵送申請で、受付印が必要な者は、同封すること。）	郵送申請

※申請書様式については、町ホームページから出力すること。

## 8 入札参加資格の決定

入札参加資格を有する者を決定したときは、入札参加資格者名簿にその商号又は名称等を記載する。

## 9 注意事項

### (1) 申請書様式

ア 建設工事については、町ホームページに掲載されている指定の様式を使用することとするが、統一様式又はその他の様式で必要項目が網羅されていれば任意のものでもよいものとする。

イ 測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等については、「甲佐町物品等入札参加資格審査要綱」に規定する様式を基本とするが、統一様式又はその他の様式で必要項目が網羅されていれば任意のものでもよいものとする。

### (2) 添付書類

ア 証明書は、申請日の3ヶ月以内に交付されたものを提出すること。

イ 建設工事の経営事項審査については、更新する毎に最新の結果通知書を必ず提出すること。

ウ 「測量・建設コンサルタント」、「物品購入」、「業務委託等」の登録を複数希望する場合は、提出書類確認表で表示してある共通書類の提出は1部でよいものとする。ただし、契約実績一覧表及び測量等実績調書については、業種毎に作成すること。

エ 納税証明書については、委任先がある場合は、委任先についても県および市町村税の証明を提出すること。

### (3) 申請内容変更

申請書提出後の内容変更については、すみやかに「変更届」を提出すること。

### (4) 建設工事、測量・建設コンサルタントについては、入札参加資格認定を受けても甲佐町電子入札システムの利用者登録がなければ、甲佐町の入札には参加できないので注意すること。

なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本縣市町村電子入札システムホームページを確認すること。

【熊本縣市町村電子入札システム】

<https://ebid.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

### (5) その他

ア 特に規定してあるものを除き、原本の写しでよいものとする。

イ 7に掲げる提出書類に不足のある者については、申請を受け付けない。

## 10 令和5・6年度甲佐町工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

### (1) 申請の対象者

町内業者において「令和5・6年度甲佐町工事入札参加者資格審査申請書」を提出し、土木一式工事を希望した建設業者のうち、10の(3)アからセまでの項目のいずれかに該当するものがある者

### (2) 申請の期間、受付場所・提出方法

2、3で示した方法により提出すること。

## (3) 提出書類

	提出書類	提出部数
(1)	<p>令和 5・6 年度甲佐町工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書・・・・・・・・別記様式 3</p> <p>ただし、町内業者で土木一式工事の競争入札に参加しようとする者は、アからセまでの項目に該当するもののみ提出すること。</p> <p>ア <u>令和 4 年 9 月 30 日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行する ISO9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズの認証を有する者</u></p> <p>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される業者で令和4年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない業者で障がい者を1人以上雇用している者</p> <p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を令和元年度、令和2年度又は令和3年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和 4 年 12 月 31 日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者</p> <p>エ 令和4年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者</p> <p>オの① <u>令和4年12月31日現在で、常勤の従業員若しくは役員が町内の消防団に入団している者</u></p> <p>オの② 令和3年度から令和4年度の発災時において、車両・機械を手配又は災害対応に参加した者</p> <p>カ 令和4年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者</p> <p>キ 令和4年9月30日現在において、熊本県又は甲佐町と防災協定を締結している者</p> <p>ク <u>平成29年10月から令和4年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者</u></p> <p>ケ 令和3年1月から令和4年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者</p> <p>コ <u>令和4年9月30日現在において、常勤性のある土木施工管理技術者を雇用している者</u></p> <p>サ 経営事項審査における審査基準日以降、令和4年12月31日までの間に技術者に係る変更があった者</p> <p>シ <u>平成30年4月1日以降に企業合併等を行い、甲佐町の合併特例措置の適用を受けている者</u></p> <p>ス 平成29年10月1日から令和元年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、令和4年9月30日現在で3年以上継続雇用している者</p> <p>セ 令和2年1月から令和4年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（略称：暴力団対策法）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者</p>	1 部
(2)	「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類	1 部